

福岡県文化団体連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、福岡県文化団体連合会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、県内の文化団体の相互の連絡協調を図り、各種の広域的文化事業を実施するとともに、文化活動の情報センターとして県民文化の振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、福岡市（福岡市博多区吉塚本町13-50）に置く。

第2章 事 業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県内の芸術文化団体の連絡・提携
- (2) 芸術文化事業の企画と実施
- (3) 芸術文化関係者の指導者研修
- (4) 機関誌等の発行及び関係資料の収集・調査・研究
- (5) 芸術文化団体の活動に対する支援
- (6) 芸術文化に関与する個人団体の顕彰
- (7) その他必要と認めた事業

第3章 組 織

第5条 この会は、県内に所在する次の文化団体をもって組織し、各加盟団体は本会に代表者をおくり本会の理事となる。

- (1) 市町村単位の総合的文化団体
- (2) 分野別の広域的文化団体

2 この会に加盟しようとする文化団体は、常任理事会の承認を受けるものとする。

第4章 役 員

第6条 この会に次の役員を置く。

会長1名、理事長1名、副会長3名以内、副理事長3名以内、専務理事1名、常任理事若干名、理事、監事4名以内

- 2 監事のうち1名以上は、税理士、公認会計士、監査法人など専門的知識と資格を有する者を充てなければならない。

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会務を掌理することとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 3 副会長は、会長及び理事長を補佐し、会長及び理事長に事故あるとき又は会長及び理事長が欠けたときは、これを代理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐して特命の会務を処理する。
- 5 専務理事は、会長、理事長、副会長を補佐し、会務を処理する。
- 6 常任理事は、常任理事会の構成員となり、第9条第3項の事項を審議する。
- 7 理事は、理事会の構成員となり、第9条第2項の事項を審議する。
- 8 監事は、この会の会計及び業務を監査する。

第8条 会長、理事長及び副会長は、常任理事会が推薦し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 理事長は、学識経験者（有識者）をもって充てる。
- 3 会長は、常任理事会の承認を受け、副理事長を委嘱することができる。
- 4 専務理事は、常任理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 5 常任理事は、理事の互選とする。
- 6 監事は、会長の推薦により理事会の承認を得るものとする。
- 7 副理事長、専務理事、理事を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第9条 この会の会議は、理事会及び常任理事会とする。

- 2 理事会は、全役員をもって構成し、会則の変更、事業計画、予算・決算、その他、この会の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 常任理事会は、理事長、副会長、副理事長、専務理事並びに常任理事及び理事長が必要と認めた者で構成し、この会の運営に関して必要な事項を審議する。

第10条 理事会は、会長が召集し議長となる。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、定例理事会は毎年1回、臨時理事会は必要に応じて開催する。
- 3 常任理事会は、理事長が召集し、議長となる。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立するものとする。

- 5 会議の議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 専門部会

第11条 この会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

第7章 名誉会長、顧問、参与、特別会員及び賛助会員

第12条 この会に名誉会長、顧問、参与、特別会員及び賛助会員を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 参与は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (4) 特別会員は、本県の文化振興に寄与する団体(特別団体会員)又は個人(特別個人会員)で常任理事会の承認を受けた者とする。
- (5) 賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、その事業又は運営等を援助する個人又は団体で常任理事会の承認を受けた者とする。

第8章 会費及び入会金

第13条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金、事業収入及び入会金をもって充てる。

2 会費は、次のとおりとする。

(1) 市町村単位の総合的文化団体

政令市	年額	70,000 円
市 (人口 30 万人以上)	年額	45,000 円
市 (人口 10 万人以上 30 万人未満)	年額	33,000 円
市 (人口 7 万 5 千人以上 10 万人未満)	年額	19,000 円
市 (人口 5 万人以上 7 万 5 千人未満)	年額	16,000 円
市 (人口 5 万人未満)	年額	13,000 円
町	年額	11,000 円
村	年額	6,600 円

(2) 分野別の広域的的文化団体 年額 33,000 円

(3) 特別会員

特別団体会員年額(1 口当たり)	10,000 円
特別個人会員年額(1 口当たり)	5,000 円

(4) 賛助会員

(企業団体)	年額(1 口当たり)	10,000 円
(個人)	年額(1 口当たり)	5,000 円

第 14 条 この会に参加しようとするものは、入会金を納めなければならない。入会金は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 市町村単位の総合的文化団体 | 5,000 円 |
| (2) 分野別の広域的文化団体 | 5,000 円 |
| (3) 特別会員 | 5,000 円 |

2 この会あるいは前項(1)ないし(2)の団体の運営に著しく貢献した団体又は個人については、理事会の承認を得て特別会員の入会金を免除することができる。

第 9 章 事務局

第 15 条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局員若干名をもって組織する。

3 事務局長は、専務理事をもって充て、事務局員は会長が委嘱する。

第 10 章 補 則

第 16 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会則施行のため必要な規程は、常任理事会において定める。

附 則

1 この会則は、平成 4 年 11 月 24 日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第 8 条の第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、理事会の定めるところとし、その任期は、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日までとする。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 4 年 11 月 24 日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規定は、平成 5 年 5 月 25 日から施行する。

この規定は、平成 6 年 5 月 30 日から施行する。

この規定は、平成 8 年 5 月 24 日から施行する。

この規定は、平成 9 年 7 月 31 日から施行する。

この規定は、平成 15 年 5 月 30 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。